

公 示 書

事件番号 令和●●年(コ)第●●●●●号

債権者 ●●●●
債務者 ●●●●

標記の事件について、東京地方裁判所がした仮処分決定に基づき、次のとおり公示する。

- 1 債務者は、下記仮処分物件の占有を他人に移転し、または占有名義を変更することを禁止されている。
- 2 執行官が、令和●●年●●月●●日下記仮処分物件の債務者の占有を解いて、これを保管中である。
ただし、債務者に限り、使用を許した。
(注意)
下記仮処分物件の処分、公示書の損壊等をした場合、刑罰に処せられる。

令和7年12月1日

東京地方裁判所執行官 ●●●● 印

記

物件の表示
別紙物件目録記載のとおり

- * 1 執行官保管を内容とする保全処分に基づく公示書等を損壊する行為については、刑法96条の封印等破棄罪が成立すると解されており（【大審院大正11年5月6日判決】，【最高裁昭和31年4月13日判決】），占有移転禁止の仮処分命令に基づき執行官が掲示した公示書を損壊した場合の罰則は、3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金又はこれの併科です（刑法96条）。
- * 2 債権者が執行申立の取下をした場合（執行官室に「保全執行申立取下書」を提出して行います。），執行官は債務者に対し、公示書を取り外すよう通知します。もっとも、執行申立の取下時に、既に債務者が建物を明渡し、債権者が占有している場合には、債務者への上記通知の到達の有無にかかわらず、保全執行申立取下書の提出後に、債権者が公示書を取り外して問題ないとされています。